

埼玉県公安委員会指定医師の指定に関する規程

平成 6 年 4 月 27 日

公安委員会規程第 2 号

公安委員会委員長

埼玉県公安委員会指定医師の指定に関する規程を次のように定める。

埼玉県公安委員会指定医師の指定に関する規程

( 目的 )

第 1 条 この規程は、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）第 18 条の 4 第 1 項、第 29 条の 3 第 2 項（第 37 条の 2 の 2 において準用する場合を含む。）及び第 29 条の 5 第 1 項に規定する専門的な知識を有すると公安委員会が認める医師（以下「公安委員会指定医師」という。）の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

( 指定の要件 )

第 2 条 警察本部長は、病気等に係る専門医等（別表）に掲げる医師の中から公安委員会指定医師を指定するものとする。

( 指定の手続 )

第 3 条 公安委員会指定医師を指定するに当たっては、指定を受ける医師の同意を得るものとする。

2 前項の同意に際しては、同意書（様式第 1 号）を徴するものとする。

( 指定書の交付 )

第 4 条 前条の規定により指定を受けた公安委員会指定医師に対しては、指定書（様式第 2 号）を交付するものとする。

( 指定の期間 )

第 5 条 公安委員会指定医師の指定期間は 5 年間以内とし、再指定を妨げないものとする。

( 指定の解除 )

第 6 条 警察本部長は、公安委員会指定医師が、死亡、廃業等により診断の嘱託を受けられなくなったときは、指定を解除するものとする。

( 事務処理 )

第7条 公安委員会指定医師の指定等に関する事務は、交通部運転免許本部運転免許試験課において行う。

附 則

- 1 この規程は、平成6年5月10日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、すでに埼玉県公安委員会から公安委員会指定医師として指定されている者は、この規程に基づき指定された公安委員会指定医師とみなす。

附 則（平成6年9月30日公安委員会規程第6号）

この規程は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成12年9月29日公安委員会規程第8号）

この規程は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成14年5月22日公安委員会規程第4号）

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成19年5月29日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成19年6月2日から施行する。

附 則（平成21年5月29日公安委員会規程第8号）

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 （略）

附 則（平成22年3月12日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月30日公安委員会規程第7号）

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成29年3月9日公安委員会規程第7号）

この規程は、平成29年3月12日から施行する。

附 則（令和3年3月16日公安委員会規程第2号）

- 1 この規程は、令和3年3月16日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

【様式別表省略】